

その他

検討の対象とする災害の種類

○火災対策について

消防法令に基づき、自動火災報知設備などの消防用設備等の設置のほか、火災発生時の初期消火、情報伝達、避難誘導等を自衛消防隊(従業員等)が実施。

○地震対策について

消防法令に基づき、地震発生時の情報伝達、避難誘導、救出、救護等の応急対策を自衛消防隊(従業員等)が実施。

地震発生により施設で生ずると想定される事故等(想定)

- ・エレベーターの停止(閉じ込め)
- ・収容物の転倒・落下・移動などに伴う要救助者・要救護者(負傷者)などの発生
- ・火災などの二次災害
- ・停電や余震などによるパニック など

○その他の災害等への活用について

- ・外国人来訪者等が利用する施設で発生が想定される急病や事故など、その他の災害等についても、多様な利用者への円滑な情報伝達・避難誘導などが行われることが望ましい。
- ・火災や地震が発生した際の多様な利用者に配慮した情報伝達・避難誘導の方策については、その他の災害等が発生した際にも活用が可能であると考えられる。

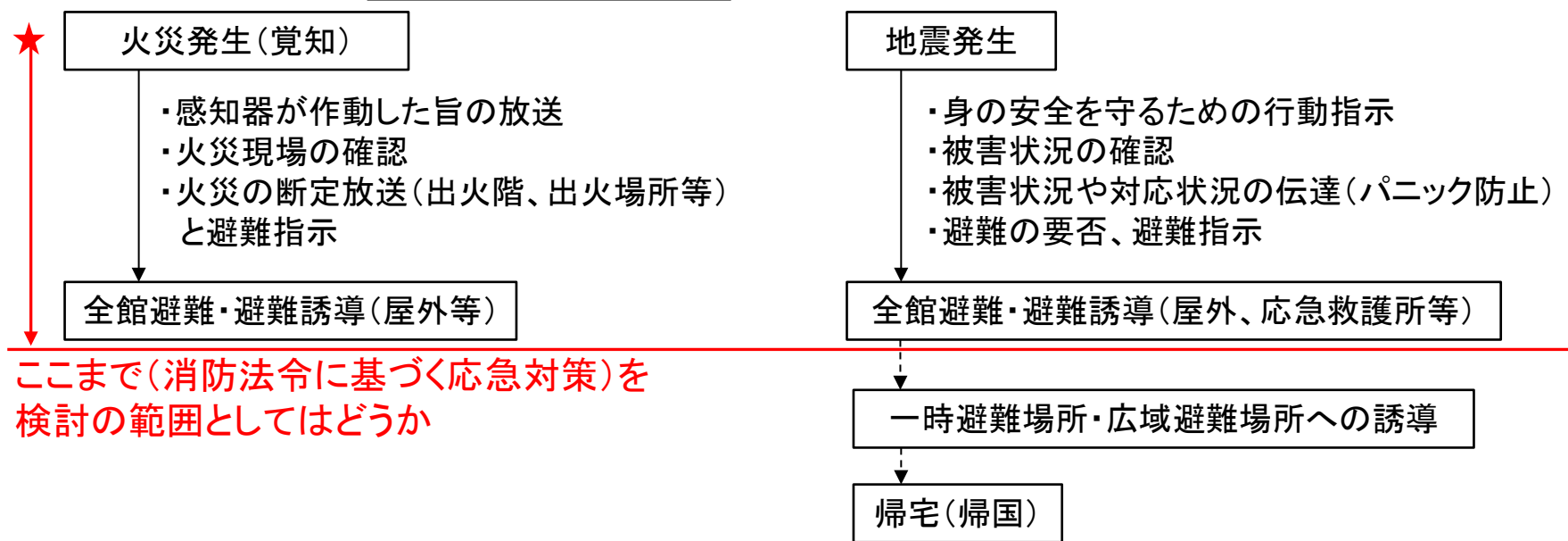
消防法令で具体的な対策を義務づけている火災・地震を検討対象としてはどうか。

検討する情報伝達・避難誘導の範囲(1/2)

○応急対策(火災・地震)の時間的範囲について

- ・消防計画に基づく防火・防災管理業務における平常時の予防的措置と災害時の応急的措置はいずれも人命安全の確保や二次災害の防止等の観点で行われる。
- ・消防法令に基づき、災害発生時の応急対策を実施する時間的範囲は、災害発生時から、それによる生命・身体等の被害の軽減のために行う活動を実施し、それが終了する時点(それ以上被害が拡大するおそれなくなる時点)までを対象。

○施設利用者への情報伝達・避難誘導の流れ(例)



ここまで(消防法令に基づく応急対策)を検討の範囲としてはどうか

火災・地震発生時から、火災・地震による生命・身体等の被害の軽減のための活動が終了する時点(それ以上被害が拡大するおそれなくなる時点)までに行われる情報伝達・避難誘導を検討の範囲としてはどうか。

応急対策が終了する時点までに、人命安全の確保や二次災害の防止等の観点で施設利用者に伝達される情報の例

<火災発生時>

- ・「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」(※1)
- ・「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」(※2)
- ・「〇階の×××で火災が発生しました。これから避難を開始します。従業員の指示に従って落ち着いて避難してください。」

誤作動(非火災)などの時

⇒「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」(※3)

<地震発生時>

- ・「ただいま地震が発生しました(緊急地震速報が発表されました)。当館は耐震化されていますので安全です。その場で姿勢を低くし、頭を保護してください。」(※4)
- ・「ただいま地震による被害を確認中です。落ち着いて従業員の指示に従い、その場でお待ちください。従業員が安全な場所に誘導いたします。」

※1～3 「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」(消防庁、参考資料2-8)

※4 「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)Ver.1.0」(気象庁、参考資料2-9)

検討の対象とする施設・規模等

○施設の用途について

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては、①駅、空港等、②競技場、③旅館・ホテルを多数の外国人来訪者等が利用することが想定。

○他の用途の施設への活用について

- ・①～③の施設における多様な利用者に配慮した情報伝達・避難誘導の方策については、他の用途の施設においても、活用が可能であると考えられる。
(例)選手村 →旅館・ホテルにおける方策が活用できるのではないか。
合宿施設→旅館・ホテルや競技場における方策が活用できるのではないか。

○施設の規模等について

- ・多様な利用者に配慮した情報伝達・避難誘導については、様々な技術や製品等が開発等されているところ。
- ・多様な利用者に配慮した情報伝達・避難誘導の具体的な方策については、施設関係者が施設ごとの実情や利用者のニーズ等を踏まえて導入(実現)することが効果的。
- 施設の規模等に応じた効果的な方策の導入(実現)が図られるよう、施設の規模等は限定せず、情報伝達・避難誘導の方策について幅広く検討することとしてはどうか。
※ 「光警報装置の設置に係るガイドライン」においても、規模等の限定はしていない。

➡ ①駅、空港等、②競技場、③旅館・ホテルを検討(優先)対象としてはどうか。

関係省庁等における関連施策等について

- 本検討部会で策定するガイドラインは、関係省庁、団体等における取組等と整合のとれたものとする必要がある。
- 多様な利用者に配慮した情報伝達等の体制整備にあたっては、関係省庁、団体等における関連するマニュアルやガイドライン等についても広く施設関係者に周知することが有効ではないか。

1. 関連するマニュアル・ガイドライン等(参考資料2-10)

～対象：外国人来訪者～

- 「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」(平成25年3月)：東京都
- 「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン～観光・宿泊施設の皆さまに向けて～」(平成26年10月)：観光庁
- 「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き～地域防災計画等に訪日外国人旅行者への対応を記載するための指針～」(平成26年10月)：観光庁

～対象：障がい者～

- 「アクセシビリティ サポートガイド基礎編 イラスト追記版」：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会／イラスト追記：一般財団法人国土技術研究センター
- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)」(平成27年7月)：国土交通省

～共通～

- 「デジタルサイネージ標準システム 相互運用ガイドライン」(平成28年4月)：一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム
- 「災害・緊急時におけるデジタルサイネージ運用ガイドライン 第二版」(平成26年6月)：一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム

2. 関連する施策等(参考資料2-11～2-16)

- 「災害時における訪日外国人旅行者への情報提供の取組」：観光庁
- 「IoTおもてなしクラウド事業の推進」：総務省
- 「グローバルコミュニケーション計画の推進～多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証～」：総務省
- 「避難支援アプリの機能開発に関する検討」：消防庁
- 「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- 「2020年東京オリパラ競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進」：国土交通省